

## 第9回戸籍システム検討ワーキンググループ 議事要旨

- 1 日 時：平成28年3月9日（水）16：00～18：01
- 2 場 所：法務省民事局会議室
- 3 出席者：安達座長，石井委員，遠藤委員，小澤委員，折笠委員，酒井委員，高柳委員，中村委員，名越委員，平野委員，穂積委員，本間委員，鷺崎委員，手塚オブザーバー
- 4 概 要：法務省から，配布資料に関する説明を行った後，自由討論が行われ，大要，以下のような指摘等がされた。

### 【中間報告書（概要）案について】

- 個人が特定され，秘匿性の高い戸籍情報をマイナンバーによる情報連携により情報照会機関が取得することは，今の制度上は難しいのか。
  - ・ 情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行うことが認められる特定個人情報の範囲は，番号法の別表第二に規定されており，その別表に規定すれば，情報連携の対象とすることはできるが，不要な情報を情報連携の対象とすべきではないし，政策的な判断としてプライバシー性等に配慮して，情報連携の対象となる情報の範囲を検討することも可能である。
  - ・ 戸籍情報による情報連携を想定した場合，例えば相続の手續に使われるときには，代襲相続も考慮すると，甥や姪といった割と広い範囲で情報連携を考えておかなければ相続人の確定は難しい。その場合，認知事項等のプライバシー性の高い情報のやり取りもせざるを得なくなるのではないか。
  - ・ 医療の分野でも，本人の機微情報をマイナンバーのシステムにそのまま流して良いかというような議論がされている。マイナンバーのシステムは，問いに対して返すという部分を連携させて作っているだけなので，その中のデータをどうするかというのは，情報を提供する側で，別途考えなければいけない点である。
  - ・ 機微情報の保護という観点からは，マイナンバーの情報提供ネットワークシステムではなく，住民基本台帳ネットワークのような戸籍のネットワークを作って情報連携するというのも論理的にはあり得るのではないか。
  - ・ 別のネットワークを作る場合，専用回線等が必要となる可能性が高く，どうしてもコスト面がネックとなる。
- 調査・研究事業における中間報告書（概要）の作成，公開に当たっては，ワーキンググループの中間報告として誤解されたりすることがないように，タイトル等を含めて検討が必要。
  - ・ マイナンバー制度では，情報連携には符号を使うのであって，一般的にはマイナンバーを直接使って情報連携はしませんと言っているのだから，その点を明確に説明した方が良い。
  - ・ 戸籍の場合，住所地と本籍地が異なる場合もあることから，システムを一元化した場合のメリットとして，マイナンバーによる情報連携の際に，本籍地の市区町村を特定してから照会する必要がないというものもあるのではないか。

以 上